

平成28年度 四万十町農業委員会 第3回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成28年6月24日（金）
 2. 場 所 十和地域振興局2階ホール
 3. 時 間 開 会 13時30分
 閉 会 14時35分

4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	×	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	×	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	×	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

5. その他の出席者

事務局 山本英明、友永龍二、横山祥与

6. 提出議案

- 日程第1 指定第5号 会期の決定
 日程第2 指定第6号 議事録署名委員の指名
 日程第3 報告第2号 非農地証明願について
 日程第4 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 日程第5 議案第8号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について
 日程第6 議案第9号 農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について
 日程第7 議案第10号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
 日程第8 その他 平成28年度 第4回（7月）農地部会の日程について

議 長 本日は、お忙しい折、会議にご参集いただきまして誠にありがとうございます。天候も、雨が降ったり暑くなったりで、農作業には大変苦勞しているのではないかと考えております。熱中症の事などもあちこちで聞かれています。体には十分ご注意されまして、農作業をして頂きたいと思えます。先ほど事務局も申しましたが、本日は農地部会終了後に、定例総会が控えております。会が円滑に進みますよう本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

只今より「平成28年度四万十町農業委員会第3回大正・十和農地部会」を開会いたします。
ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしく申し上げます。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議に、11番 宗海委員、12番 秋田委員、16番 佐々木汀委員より欠席の届けが出ております。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は、16名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。本日の憲章朗読は、9番 芝 俊樹委員 をお願いいたします。ご起立をお願いします。

芝 俊樹
委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長 ご着席下さい。

それでは、日程第1より順次、進めさせていただきます。
日程第1「指定第5号」「会期の決定」を議題と致します。

平成28年度 四万十町農業委員会第3回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日24日、一日と定めますが、ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、平成28年度 四万十町農業委員会第3回大正・十和農地部会の会期は、本日24日、一日と決定いたしました。

次に、日程第2「指定第6号」「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

四万十町農業委員会部会会議規則第3条の規定に基づき、議事録署名委員を2名指名いたします。議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、4番 吉良 榮委員、5番 田村 久美子委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続きまして、日程第3 報告第2号「非農地証明願ひについて」事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第2号 非農地証明願ひについて

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。

それでは報告第2号番号1番、2番について議案書をもとに報告いたします。番号1番の申請地は1筆になります。

申請地、四万十町久保川字琴平ノ下タ68-1、地目・畑、面積・187㎡、現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年5月26日です。

続いて番号2番です。

番号2番の申請地は1筆になります。

申請地、四万十町小野字スミノゴミ695、地目・畑、面積・406㎡、現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年度6月3日です。

以上、報告を終わります。

議長 報告第2号は、事務局長の専決処分ではありますが、担当地区の委員さんで補足があればお願いします。

芝陽一委員 私も現地確認に行ってみましたが、この報告のとおりで何も問題ないと思います。

議長 番号2番について何かありませんか。

芝 俊樹委員 事務局が説明したとおりでございます。現地確認を行いましたが無題ないと思ひます。

義 長 この件についてご質問、ご意見等はございませぬか。

ご質問、ご意見はないものと認めます。

日程第3、報告第2号「非農地証明願ひについて」は終わらせて頂きます。

日程第4 議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号番号1番について議案書をもとにご説明いたします。

番号1番の申請地は1筆になります。

所在、四万十町弘瀬字梅ノクボ354、登記地目・畑、現況・畑、面積・243㎡の内20.59㎡、農地区分は、第一種、第三種農地のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第二種農地と判断を致します。転用目的は墓地です。

転用理由は、先祖墓は山中に位置し、今後の管理が難しくなってきたことから、既存の墓石を移設し、同時に納骨堂を新設する計画です。周囲の状況は、東側は山林、西側は別所有者の宅地、北側は自己所有地の宅地、また、南側については、同意有りの田となっております。土地の造成計画については整地後にコンクリート仕上げとします。進入路は北側の自己の宅地から歩いて進入致します。また、排水計画については、雨水は畑方向に勾配をとり、畑部分にて自然浸透する計画です。また、設置にあたって墓地埋葬法の許可申請についても担当課を通じ保健所へ進達されていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 担当委員は、補足説明があればお願いします。

武内 亮委員 事務局の説明のとおりです。申請人に話を聞いてきました。何も問題ないと思ひます。

議 長 議案第7号について質問を許します。質問はありませぬか。

質問なしと認め、質問を終結したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、質問を終結し採決します。

議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定に

ついて」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第8号 「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成28年7月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より諮問を受けたので承認を求める。

議案第8号番号1番について議案書をもとに集積計画についてご説明いたします。

番号1番の利用権を設定する農地は一筆になります。

所在、四万十町大井川字寿徳557-2、現況地目・田 面積・908㎡、契約期間ですが、平成28年7月1日より平成38年6月30日までの10年間となります。落花生を主にインゲン等、その他野菜を作付の計画で使用貸借契約による新規での設定となります。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番について担当委員は補足説明があればお願いします。

宮谷 委員 現地を確認してまいりました。また、聞き取りを行い、申出のとおりであることを確認しております。よろしくお願いします。

議長 議案第8号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第8号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって、議案第8号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第9号「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」別紙のとおり、農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、意見の決定を求める。

案件は1件になります。

本案件につきましては、先ほどの議案第8号に関連するものです。先ほど承認されました、個人所有者から中間管理機構への利用権設定する農地について、配分計画（案）が提出されたものになります。

番号1番についてご説明いたします。

農地の所在、四万十町大井川字寿徳557-2、地目・田、面積・908㎡の農地になります。権利種別は使用貸借権による設定となります。契約期間は10年で県の公告を受けた日から開始となります。利用目的は、落花生を主にインゲン等其他野菜を作付ける計画です。以上説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これは中間管理事業に関するものです。担当委員の補足説明はありませんか。

宮谷 委員 特にありません。

議長 議案第9号について質疑を許します。質疑はありませんか。

林 委員 利用権の設定を受ける方が野菜、落花生とインゲンという事なんですが、利用権により管理をする面積が、7反以上、もう8反に近いのではないかなと思うのですが、それに対しての労働力がどれぐらいで、その管理が十分にできるのかという意見を聞かして頂ければと思います。

事務局 事務局の方でご本人様に聞き取りをしている限りでは、家族だけでなんとか経営しているそうです。今現在、7反7畝で、今回の取得でもう少し超えるようになりますけど、やはり中心は落花生としてやっていくということです。以上です。

宮谷 委員 補足になるかもしれませんが、この方と話しまして、確かに荒れている所を使ってくれるのはありがたいのですが、農地の管理は当然の事ながら周りの土壌の管理も一緒になるので、大変ではないですか？ということは一言申し上げております。「分かっています」という了解は得ています。

議長 他にありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、質疑を終結し採決します。

議案第9号「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって、議案第9号農用地利用配分計画（案）に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 議案第10号番号1番について議案書をもとにご説明いたします。

番号1番の申請地は一筆です。

所在、四万十町十川字サカウズ74-5、地目・畑 面積・15㎡の農地で、登記目的は所有権移転です。登記原因は、昭和61年5月20日時効取得によるものです。

本案件につきましては、この時効取得による事案となります。担当の宗海委員とともに現地の調査を行うと伴に本人への聞き取りを行った結果、通知書に不備はないものと判断いたしました。

議長 議案第10号について事務局の説明が終わりました。

議案第10号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、質疑を終結し採決します。

議案第10号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は

設定の登記事案に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

ここで休憩と致します。

定刻となりましたので再開いたします。

日程第8. その他を議題といたします。

「平成28年度第4回（7月）大正・十和農地部会の日程について」を議題といたします。

予定では、7月26日火曜日です。時間は午後になると思います。場所は大正地域振興局の予定です。

よろしくをお願いします。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願います。

他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はありませんか。

特に無いようですので、日程第8 その他は終わらせて頂きます。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、「平成28年度 四万十町農業委員会第3回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。